



安藤大将さん  
競艇選手

「性同一性障害」を乗り越えて、自分らしく生きられるようになりました

女性であることの違和感をどうしても受け入れられなかった

僕が初めて女性であることの違和感に気付いたのは、幼稚園のときです。デパートのハンカチ売り場で、母から「好きなハンカチを選びなさい」と言われました。瞬間的に男の子用が欲しいと思ったけれど、母が好きなのはどれかなと母の顔を見たりしながら、結局、自分が欲しいものと母の好きそうなものの中間のハンカチを選びました。どうして「これが欲しい」と言えないのか、分かりませんでした。

その違和感をもっとはっきりしたのは小学1年生の初恋で、同じクラスの女の子を好きになったときです。彼女が悪ガキたちによって、クラスの人気者の男の子とキスさせられて、顔を少し赤くしたときはショックでした。それから赤いランドセルや花柄の筆箱、ピンクの下敷きを好きな女の子に見られたくなくて隠そうとしたり。「机の上に出しなさい」と先生によく怒られましたが、怒られた方がよほどいいと思っていました。一番いやだったのがトイレです。好きな女の子とトイレでかち合うのが、すごく恥かしかったんです。休み時間に彼女がトイレに行っていると、必ず我慢して、次の休み時間も彼女が行っていると、また我慢。授業中は真っ青になっていました。

小学6年生で胸のふくらみと生理が来てからは、本当の苦しみが始まり、胸のふくらみを隠そうと猫背になって、母によく注意されていました。胸の除去手術をした今は、「38歳まで猫が背中にあった」と冗談も言えますが、あの頃は自分を受け入れられなくて、これも違う、あれも違うという毎日。その違和感を忘れるために、好きなスポーツと音楽に打ちこむことしか考えていませんでした。

いずれにしろ、絶対に好きな仕事に就かな

いと、自分は苦しくて生きてはいけないと思っていました。競艇選手を目指して、気温が氷点下になる富士五湖で厳しい訓練をしたときも、つらいとは一度も思わなかったですね。両親の前や社会の中で女性であることを装ったまま、自分らしく生きられないことに比べたら全く平気でした。ただ、女の子の中で生活すると、好きなタイプの男性を聞かれたりすることがありますよね。その質問には、どう答えていいかわからないから、初めから答えを決めていました。私の好きなタイプは陣内孝則さんと松本人志さん。はっきりしているけど、ちょっと柔軟で、やさしくてスマートな男性。それは、あんな男の人になりたいという願望だったんでしょうね(笑)。

自分が「性同一性障害」だと知り、初めて心の扉を開ける

ずっと男性の側からものを考えたり、接したりしてきたから、自分は男性だと心で分かっていた。でも「ヤミ」で手術した人の話には、全部目をつむってきました。「ウラ」で何かするなんてできないと思っていたし、両親を悲しませたくなかったんです。このことは墓までもっていこうと決めていました。それが昨年、吉永みち子さんの『性同一性障害』という本と出会ったんです。

まず、このような病名があり、治療することができることを知りました。大学病院で研究が行われていることも知りました。そして同じような苦しみを感じている人がたくさんいることも。そのとき、絶対に開けたら駄目だと閉め続けていた心の扉がパッと開いたんです。でも、その心の扉を開けるか閉めるかの葛藤が続きました。吉永さんの本を開いて、棚に戻して、また開いて...、そんなことの繰り返しです。でもレース後に熱烈な男性ファンから花束をプレゼントされると、女性を作らないといけません(笑)。38年間も閉めてきた心の扉を開けるには、ものすごく勇気がいりましたが、最後は自分の中からの声が強いですよ。

本と出会ってから3か月後、本に載っていた埼玉医科大学総合医療センターの先生を訪ねました。東京駅から病院のある川越駅まで電車に乗って、過ぎていく景色を眺めていると、急に涙があふれ出して、もう顔はぐち



やくちゃです。自分でも理由が分からないんですよ。川越駅までずっと泣いていました。今思うと、うれしかったんでしょうね。きっと本当の自分が叫んでいたんだと思います。

次の日、先生と話をして、「性同一性障害の可能性が高いけれど、この問題はすごく難しいので、何度も診察をしないといけない」と言われました。そして自宅の近くの大阪医科大学附属病院を紹介してもらって、その日は家に帰りました。僕としては火山が爆発したようなもので、その翌日には、もうそこで診察を受け始めていました。さらに翌々日は、先生から紹介してもらった性の問題で悩むサークルの人たちとも会っていました。この勢いがあるうちに両親に言おう、ここで時間を経過させてしまったら駄目だという思いがあふれて両親に話したんです。

Hiromasa Ando

## 「男性」だと公表することで 得た生きる喜び

「心は、男だけれど、体はずっと女で、心と体が一致しなかった」という言葉に、父は「なぜ結婚しないのかわかった」と言いました。これは事の重大さを分かってきていないと思い、その日は吉永さんの本とサークルでもらった冊子を両親に渡しました。そして次の日、再び話をしたときには、父も母も顔が青ざめていました。それから、また始まりです。「世の中には男っぽい女の人もいます。家では男としてふるまって、仕事には、女を装って行ったらいい」と両親が言うから、「違う。心が男で、男として正直に生きていきたい気持ちがあるんだ。女ではもう生きていくのが苦痛だ」と言いました。「健康なのに、体を変えることはない」と両親が言えれば、「心のままに生きられないのは、健康じゃない。これは自分の体ではない」と僕。どうしても分かってもらえない状態が続きました。

3か月ほどたって、父と母がどう感じているかと反対側から考えるようになってからは、なんとなくお互いに歩み寄れるようになった気がします。僕がずっと幸せでなかったことも分かってもらえ、それほど苦しかったのかとも言われました。それから、競艇の師匠に、治療を進めながら仕事をしたいと手紙を書きました。返事は「サポートするから任せろ」というものでした。それを信じて数か月待つと、全国モーターボート競争会連合会の理解も得られ、女子競艇選手から男子競艇選手に登録変更することを記者会見で発表することになったのです。

自分が性同一性障害であることを公表するまでに大変だったのは、どれだけ自分をしっかりもっていられるかということでした。僕が不安になると周囲の人も不安になってしまいます。本当のことを話して、ありのままの自分を見せれば、たとえ失敗しても、前に進んだことになるはずだと思うんです。だから、心の扉をまず開けてみて、駄目なら後で閉めてもいいと、自分に言い聞かせました。そうし



て信じていたことをまっすぐにぶつけたからこそ、受け止めてもらえたのだと思います。

公表してからは良いことも、もちろん悪いこともあります。しかし、これまでの苦しい気持ちと引換えだと思えば、全く何でもないことばかりです。正直に生きられることは素晴らしいですね。僕と同じ性同一性障害の人たちには、「自分に正直に生きようよ」と言いたいです。僕がモーターボートに乗って元気に走りまわる姿を見てもらうことが一番ですが、こうして体験を話すことが同じ苦しみをもつ人の励みになればと思います。両親を説得するときに、「もう一度生まれさせてほしい」と言ったんですが、今は生まれ変わったというよりも、自分をありのまま、表現できる喜びでいっぱいです。



### Profile

安藤大将（あんどう・ひろまさ）

1962年12月6日、奈良県生まれ。1984年、住之江競艇でデビュー。女子選手としては426回の1着勝利を誇る。1998年、住之江タイトル戦で初優勝。2002年3月28日の記者会見で、「性同一性障害」のために男子選手に登録変更し、再デビューを宣言。胸部の手術も成功して、いずれは性転換のための残りの手術を行うと告白。大将（ひろまさ）の名前は、映画『陰陽師』に登場した源博雅（みなもとのひろまさ）が印象的だったこと、旧名と同じ画数だったことから決めた。現在は競艇選手としてだけでなく、自身の体験を語る講演活動などでも活躍中。



特集

# 「世界人権宣言」 を知っていますか？

## Universal Declaration Of Human Rights

「世界人権宣言」を知っていますか。この宣言は、すべての人の基本的人権を保障することこそ、世界平和の基礎であることを高らかに宣言したもので、1948年(昭和23)12月に国連で採択されました。

京都市では、世界人権宣言が採択された12月を人権月間と定め、人権に関する様々な取組を進めています。

今回は、世界人権宣言の読みやすい訳文を紹介するとともに、国連規約人権委員会委員を務める(財)世界人権問題研究センター所長の安藤仁介さんに、同宣言の意義についてお話しいただきました。この機会に、世界人権宣言を通して人権を身近に考えてみませんか。



### 一人ひとりの 人権意識を大切に

(財)世界人権問題研究センター所長  
安藤仁介さん



皆さんは、人権を「特定の人の特定的問題」だと考えていませんか。しかし、例えば、「表現の自由」や「知る権利」が保障されていなければ、新聞やテレビなどから日常生活に必要な情報を得ることはできません。また、「働く権利」が約束されていなければ、職業を自由に選択したり、公正な条件で仕事をしたりすることはできないでしょう。このように、人権は決して人ごとではなく、私たち一人ひとりの暮らしの中に深くかかわっている問題なのです。

世界人権宣言は、多くの尊い生命を奪った第2次世界大戦の反省のうえに立ち、人種や言語、宗教、性別などを超えて、すべての人にとって普遍的かつ固有の権利である「基本的人権」を具体化していくために、1948年(昭和23)に開催された国連総会で採択されました。その第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利

とについて平等である...」とうたわれています。しかし、残念ながら、世界各地では、紛争や抑圧、貧困で苦しむ人々が数多く存在し、人種や宗教などによる差別があります。

では、こうした問題を解決するために、私たちは何をすればよいのでしょうか。アメリカやフランスなどでは、歴史的な背景から、人々が人権に対する強い意識をもっていますが、日本ではまだ「人権は与えられたもの」という思いがあるようです。例えば、「選挙に参加する権利」や「教育を受ける権利」など、私たちに与えられている権利や制度をもう一度見直し、それらを社会生活の中でうまく動かしていくことが大切です。市民一人ひとりが人権に対する責任と自覚をもつことによって、「生まれながらにして自由」で、「尊厳と権利とについて平等」な社会が実現できるのではないかと思います。

京都は、古くは渡来人から異文化や技術を積極的に吸収し、また、明治時代には、全国に先がけて番組小学校が開校されるなど、人権意識の高いまちだといえるでしょう。21世紀を迎えた今、あらためて個人の尊厳や個性を大切にする教育が求められています。お互いの長所を認め合って伸ばしていく教育や、世界に存在する様々な考え方や生き方、文化の違いを理解していく力をつけること、まさにそれこそが人権意識の高まりにつながっていくのではないかと思います。

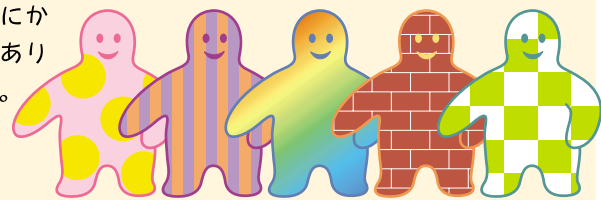
# 「世界人権宣言」

## 第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

## 第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利に変わりはありません。



## 第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみな自由に、安心して生きる権利をもっています。

## 第4条 奴隷はいやだ

人はみな、奴隷のように働かされるべきではありません。人を物のように売り買いしてはいけません。

## 第5条 拷問はやめろ

人はみな、ひどい仕打ちによって、はずかしめられるべきではありません。

## 第6条 みんな人権をもっている

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

## 第7条 法律は平等だ

法律はすべての人に平等でなければなりません。法律は差別をみとめてはなりません。

## 第8条 泣き寝入りはしない

わたしたちはみな、法律で守られている基本的な権利を、国によって奪われたら、裁判をおこし、その権利をとりもどすことができます。

## 第9条 簡単に捕まえないで

人はみな、法律によらないで、また好き勝手に作られた法律によって、捕まったり、閉じこめられたり、その国からむりやり追い出されたりするべきではありません。

## 第10条 裁判は公正に

わたしたちには、独立した、かたよらない裁判所で、大勢のまえで、うそのない裁判を受ける権利があります。

## 第11条 捕まっても罪があるとはかぎらない

うそのない裁判で決められるまでは、だれも罪があるとはみなされません。また人は、罪をおかした時の法律によってのみ、罰を受けます。あとから作られた法律で罰を受けることはありません。

## 第12条 ないしょの話

自分の暮らしや家族、手紙や秘密をかってにあばかれ、名誉や評判を傷つけられることはあってはなりません。そういう時は、法律によって守られます。

## 第13条 どこにでも住める

わたしたちはみな、いまいる国のどこへでも行けるし、どこにでも住めます。別の国にも行けるし、また自分の国にもどることも自由にできます。

## 第14条 逃げるのも権利

だれでも、ひどい目にあったら、よその国に救いをもとめて逃げていけます。しかし、その人が、だれが見ても罪をおかしている場合は、べつです。

## 第15条 どの国がいい？

人には、ある国民になる権利があり、またよその国の国民になる権利もあります。その権利を好き勝手にとりあげられることはありません。

## 第16条 ふたりで決める

おとなになったら、だれとでも好きな人と結婚し、家庭がもてます。結婚も、家庭生活も、離婚もだれにも口出しされずに、当人同士が決めることです。家族は社会と国によって、守られます。

## 第17条 財産をもつ

人はみな、ひとりで、またはほかの人といっしょに財産をもつことができます。自分の財産を好きかってに奪われることはありません。

## 第18条 考えるのは自由

人には、自分で自由に考える権利があります。この権利には、考えを変える自由や、ひとりで、またほかの人といっしょに考えをひろめる自由もふくまれます。



## 第19条 言いたい、知りたい、伝えたい

わたしたちには、自由に意見を言う権利があります。だれもその邪魔をすることはできません。人はみな、国をこえて、本、新聞、ラジオ、テレビなどを通じて、情報や意見を交換することができます。

## 第20条 集まる自由、集まらない自由

人には、平和のうちに集会を開いたり、仲間を集めて団体を作ったりする自由があります。しかし、いやがっている人を、むりやりそこに入れることはだれにもできません。

## 第21条 選ぶのはわたし

わたしたちはみな、直接にまたは、代表を選んで自分の国の政治に参加できます。また、だれでもその国の公務員になる権利があります。みんなの考えがはっきり反映されるように、選挙は定期的に、正しく平等に行われなければなりません。その投票の秘密は守られます。

## 第22条 人間らしく生きる

人には、困ったときに国から助けを受ける権利があります。また、人にはその国の力に応じて、豊かに生きていく権利があります。

## 第23条 安心して働けるように

人には、仕事を自由に選んで働く権利があり、同じ働きに対しては、同じお金をもらう権利があります。そのお金はちゃんと生活できるものでなければなりません。人はみな、仕事を失わないように守られ、だれにも仲間と集まって組合をつくる権利があります。

## 第24条 大事な休み

人には、休む権利があります。そのためには、働く時間をきちんと決め、お金をもらえるまとまった休みがなければなりません。

## 第25条 幸せな生活

だれにでも、家族といっしょに健康で幸せな生活を送る権利があります。病気になったり、年をとったり、働き手が死んだりして、生活できなくなった時には、国に助けをもとめることができます。母と子はとくに大切にされなければいけません。

## 第26条 勉強したい？

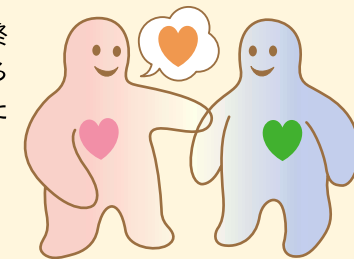
だれにでも、教育を受ける権利があります。小、中学校はただで、だれもが行けます。大きくなったら、高校や専門学校、大学で好きなことを勉強できます。教育は人がその能力をのばすこと、そして人としての権利と自由を大切にすることを目的とします。人はまた教育を通じて、世界中の人とともに平和に生きることを学ばなければなりません。

## 第27条 楽しい暮らし

だれにでも、絵や文学や音楽を楽しみ、科学の進歩とその恵みをわかちあう権利があります。また人には、自分の作ったものが生み出す利益を受ける権利があります。

## 第28条 この宣言がめざす社会

この宣言が、口先だけで終わらないような世界を作ろうとする権利もまた、わたしたちのものです。



## 第29条 権利と身勝手は違う

わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作るための義務を負っています。自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時のみ、制限されます。

## 第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利を壊すために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

資料提供:(社)アムネスティ・インターナショナル日本  
出典:『世界人権宣言』アムネスティ・インターナショナル日本支部  
谷川俊太郎(株式会社金の星社)



人、輝いてます！



視覚に障害のある人たちに、絵画等の美術作品を言葉で説明するボランティア「ミュージアム・アクセス・ビュー」今回は、グループのガイドとして幅広く活動する阿部さんの取組を紹介します。

阿部さんが「ミュージアム・アクセス・ビュー」で活動を始めるきっかけになったのは、大学時代に京都文化博物館で障害のある芸術家の作品を見て、ボランティアに興味をもったことでした。それらの作品は、色使いや構図など、すべてが既成概念にとられない自由な発想で、作品の奥底からわき上がるような、力強さや迫力を感じて、言葉では表現できない程の衝撃を受けたそうです。「それまでは、私にとって障害のある人は、身近にいなかったり、いたとしても遠い存在でした。でも、美術という一つの表現活動を通して、障害のある人との距離が縮まり、身近な存在だと気付いてからは、誰に対しても『自分にできることは何かな』と考えるようになりました」と阿部さんは話します。

その後、阿部さんは、奈良にある授産施設で、体の不自由な人や知的障害のある人のための芸術活動をサポートするボランティアを始めます。その活動の一環として、阿部さんが運営委員を務めた「ひと・アート・まち エイブル・アート近畿2001」というアートプロジェクトを昨年11月に京都芸術センターで開催しました。そこに視覚に障害のある芸術家が作品を出品していたことから、「障害のある人にも作品を見てもらいたい。障害の有無にかかわらず、気軽に美術鑑賞を楽しんでもらうことができないか」という気持ちがふくらみ、その思いを具体化するため、今年5月、「ミュージアム・アクセス・ビュー」を他の運営委員と協力して発足させました。

ここでは、学生や主婦、会社員など約30名が参加

## 視覚に障害のある人に 美術鑑賞の楽しさを 知ってもらいたい

し、視覚に障害のある人に美術を楽しんでもらうため、美術館を巡って、作品の色や形を言葉で解説する鑑賞ツアーや、ホームページで美術館までの行き方を文字で紹介する活動をしています。

美術館を訪問するツアーでは、視覚に障害のある人1人に対して、ガイドが3～4人のグループになって説明します。時には補助資料として、絵の構図や輪郭を凹凸の点で表した「点図」や、色のついた部分だけ凹凸にコピーされる特殊な「立体コピー」などを用意することもあります。また、「特に抽象画などの場合、同じ絵を説明するときでもガイドによって意見が分かれることが多いのですが、そのときどきの作品のイメージを率直に伝えることによって、障害のある人といろんな対話を楽しむようにしています」と阿部さん。美術鑑賞という共同の作業を通して障害のある人とのコミュニケーションを深め、お互いに新しい体験や新しいイメージの世界の発見があると云います。



「鑑賞ツアーの様子」

これまでに、様々な美術館を巡りました。最近では、美術館から招待されたり、出展者の好意で作品に触れたりできるなど、活動に対する理解の輪が広がっています。参加者からは、「あきらめていた美術鑑賞ができるようになってうれしい」「外出するのが楽しくなった」など、うれしい感想がたくさん寄せられているそうです。また、「視覚に障害のある人も、美術鑑賞ができることを多くの方に知ってほしい。障害のある人にとって、美術館にスロープをつけたり段差をなくしたりするハード面のバリアフリーだけでなく、ソフト面でも障害のある人を積極的に受け入れる心のバリアフリーをより充実させることが必要です」と阿部さん。さらに「今後は、視覚に障害のある人だけではなくて、もっと多くの障害者の方にも楽しんでもらえるように努力したい」と無邪気に微笑む阿部さんの笑顔が素敵に輝いていました。

問合せ・連絡先

090-5125-7804 (阿部)

E-mail: [access\\_view@yahoo.co.jp](mailto:access_view@yahoo.co.jp)

URL: <http://www.nextftp.com/museum-access-view/>

# 統合失調症

統合失調症は、スキゾフレニア (schizophrenia) という病名の新しい日本語訳です。精神分裂病と訳されていましたが、それに代わるものとして、今年の夏から医療や福祉の現場などで用いられるようになりました。

これまでの精神分裂病という名称がもつイメージを払拭し、患者の社会参加の促進につながるのではないかと期待が高まっています。



皆さんは「精神分裂病」という名称から、どのようなイメージを抱かれますか。「精神が分裂する」「人格が崩壊する」「治らない」「怖い」...。この病名は、患者の人格を否定するような印象を与えたり、回復後の社会参加を妨げたりする要因になるなど、患者とその家族は、病気の苦しさだけでなく、社会の無理解にも悩まされてきました。

この病気は、およそ100人に1人がかかるとされている、極ありふれた病気の一つで、全国で約65万人が治療を受けています。現在では、「新しい薬の開発と心理的、社会的ケアの進歩によって、患者のほぼ半数は完全かつ長期的な回復が期待できる」(WHO 2001年度報告書)ようになり、有効な治療によって社会参加が容易になってきているのです。

こうした状況を受けて、日本精神神経学会では、名称変更について、原語である「スキゾフレニア」を翻訳し直した「統合失調症」、原語をカタカナ表記した「スキゾフレニア」、病気について有名な研究者の名前をとった「クレペリン・ブロイラー病」の3つの候補を挙げ、新聞やインターネットなどで患者やその家族をはじめ、多くの方々から幅広く意見を募集しました。この呼び掛けには、多くの反響が

寄せられ、「分かりやすく、覚えやすい」、「症状をうまく表現している」などの理由で、「統合失調症」という名称が多くの支持を集めました。

「統合失調症」は、「考えや気持ちがまとまらなくなり、本人が生活するうえで困難や苦痛を感じ、回復のために治療や援助が必要になった心の状態」と説明されています。これまでは、名称が暗く否定的な響きをもっていたために、多くの患者やその家族は病気の本質を理解しにくく、将来への希望をなくしてしまったり、病気のことを隠したりする人も少なくありませんでした。しかし、名称が変更されることによって、患者自身の気持ちのもちようも周囲のとらえ方も、少しずつ変わっていくのではないのでしょうか。

病名を変更するだけで、これまでにあった誤解や偏見がすぐになくなるわけではありません。何よりも大切なことは、私たち一人ひとりが「統合失調症」に対する理解を深め、「決して特別な病気ではない」ということを認識することです。この名称変更を機会に、ぜひ皆さんも「統合失調症」について改めて考えてみてください。

## 問 合 せ

京都市保健福祉局  
保健衛生推進室地域医療課  
TEL / 075-222-3423

京都市こころの健康増進センター  
相談電話(専用)  
TEL / 075-314-0874  
受付時間 / 9:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 16:00



# 出かけて見よう

あんなトコ

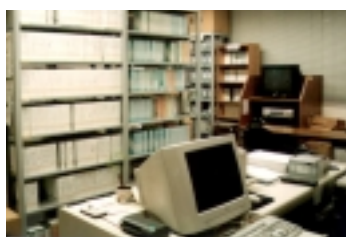
こんなトコ

## 聞こえない人の 権利を守り、自立を支援 京都市聴覚言語障害センター



聴覚や言語に障害のある人が地域社会の中でいきいきと暮らせるように、コミュニケーションの保障から職能訓練まで、総合的な支援を行っている「京都市聴覚言語障害センター」。その先進的な取組は全国モデルともなっています。

京都市聴覚言語障害センターは、前身の京都市ろうあセンターの時代を含めると30年を超える歴史をもち、全国にさがかけて手話通訳者の養成や派遣などに取り組んできました。1997年、現在地への移転に伴って機能を拡充し、さらに多面的な活動を展開しています。



字幕入りビデオが借りられる  
ビデオライブラリー

聞こえない人が、学校の保護者参観に出席したり、病院で治療を受けたり、催しに参加するという当たり前の生活を送るために、まず必要となるのがコミュニケーションの保障で、それを支える

のがセンターの情報提供機能です。手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣をはじめ、要約筆記に必要な機器や、補聴器の聞こえを改善する機器の貸出しを行う一方、KBS京都放送の手話と字幕入り番組『目で聴くテレビKYOTO』の制作や字幕を挿入したビデオの貸出しなど、生活・文化情報の提供にも力を入れています。

ひと口に聴覚障害と言っても、生まれた時から聞こえない人、高齢や事故などによる中途失聴の人、ヘレン・ケラーのように重複した障害のある人と様々です。そうした多様な障害のある一人ひとりに対応するために、聴力検査を無料で実施し、聞こえない人が相談員となって障害のある人と同じ視線で相談を受けとめる生活相談も行っています。

社会の中で働き、自立した生活を送ることは、障害のある人にとっての願いであり、また権利でもあります。施設内の通所授産施設「青空工房」では、牛乳パックから再生した手すき紙の紙製品づくりや布製品づくりに取り組み、商品として販売もしています。また、全国に3か所しかない聴覚言語障害者更生施設「若木寮」があり、寮生活をしながら自立のための生活訓練や職能訓練を受

けることができるため、全国から入所希望が寄せられます。また地域の高齢者福祉を担う「デイサービスセンター」と「在宅介護支援センター」も併設され、難聴やろうの高齢者にも対応できる機能もっています。

センターを訪れてまず気が付くのは、緊急情報を文字で伝える電光掲示板や避難路を光の点滅で知らせる誘導灯が設置されていること。同時に、地域においてそういった設備がない場所では、聞こえないことが時として生命にかかわることに気付きます。障害のある人の生活実態を理解することは、すべての人にとって豊かなコミュニケーションを築き、地域の中で共に生きていくための第一歩といえるでしょう。最近は映画やテレビドラマに聴覚障害者が登場することが珍しくなくなり、手話に対する関心も高まってきました。手話や要約筆記に関する講座の開催やサークルへの活動の場の提供、また、手話や要約筆記を学習するためのビデオライブラリーなど、聞こえない人と聞こえる人を結ぶ拠点としてもセンターは大きな役割を担っています。

### 京都市聴覚言語障害センター 地域福祉事業

〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2番地  
TEL.075-841-8336 FAX.075-841-8311

#### 生活相談・手話通訳・要約筆記・機器貸出し

申込方法 / 来所、電話、FAX、文書郵送、  
各市福祉事務所経由

#### 聴力検査（予約制）

申込方法 / 来所、電話、文書郵送  
検査日時 / 月曜（午後7時～9時）、水曜（午前10時～12時）、  
金曜（午前10時～午後3時）

#### ビデオライブラリー

利用方法 / 来所が原則（遠隔地の場合は電話・FAX等の文書申込）  
利用日時 / 月曜～金曜（午前9時～午後7時）  
利用料 / 障害者無料

各申込受付 / 月曜～金曜（午前9時～午後9時）  
各申込専用 / TEL.075-841-8337 FAX.075-841-8312  
交通 / 市バス「西大路御池」下車、徒歩5分

編集後記 「想いを馳せる…」人権啓発のキーワードとして、ある雑誌に紹介されていた言葉です。拉致問題や在日韓国朝鮮の人たちの周辺で起こっている心無い嫌がらせの報道に、多くの方が心を痛めておられることと思います。人権にかかわる問題を「特定の人の特定の問題」として見過ごすことなく、それぞれの事象に想いを馳せ、例えば自分の共感の想いを周りの人に語りかけていくなど、自分にできることを具体的な行動として表していきたいと思えます。(K)

本誌に対するご意見、ご感想を右記までお寄せください。この情報誌は、年3回（5月、8月、12月）発行します。

この情報誌は、区役所・支所の地域振興課、市役所の市政案内所ほかで配布しています。郵送をご希望の方は、返信用切手（140円分）を同封のうえ、京都市人権文化推進課までお申し込みください。

ひと・まち・ロマン  元気都市・京都

発行日 平成14年12月1日  
発行 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町488番地  
1075(222)3381  
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/index.html>  
京都市印刷物第140750号